

習志野市農業委員会総会議事録

令和7年第8回習志野市農業委員会総会は令和7年8月7日（木曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時30分

2. 委員の出欠席 16名中15名出席 欠席1名（網掛け）

（委員氏名）

1番 渡邊 喜代美	2番 廣瀬 克久	3番 市角 明彦
4番 都築 博文	5番 中基 明	6番 金子 光雄
7番 中野 政博	8番 村山 茂男	9番 江口 勝洋
10番 三代川 浩一	11番 矢野 泰宏	12番 関口 昌弘
13番 渡邊 幸枝	14番 江口 明美	
会 長 三代川 彦博	会長職務代理者 櫻井 茂雄	

3. 議事録署名人

4番 都築 博文 5番 中基 明

4. 議案案件

議案第 1 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第 2 号 生産緑地のあっせんについて

議案第 3 号 農用地利用集積促進計画案に対する意見について

議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 5 号 習志野市市有財産調査委員会委員の推薦について

5. 報告案件

報告第 1 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

6. 閉会時間 午前 10時 15分

議 長	みなさん、おはようございます。 定刻となりましたので、開催通知に沿って進めさせていただきます。 それでは、ただ今より、令和7年第8回習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日は、9番、江口 勝洋委員から欠席される旨のご連絡がありました。 よって、農業委員16名の内、15名の出席により、本日の総会は成立いたしました。 次に、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。 4番、都築 博文委員、5番、中臺 明委員、両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日の議案上程件数は5件、報告件数は2件でございます。 それでは、早速審議に入ります。 議案第1号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願を議題といたします。 事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。
事務局長	はい。皆様、本日もよろしくお願いいたします。 それでは、議長のご指示により、議案第1号について説明させていただきます。 総会資料の1ページをご覧ください。 議案第1号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願であります。 この度、生産緑地法第10条又は生産緑地法施行規則第3条の規定による生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の提出がありましたので、証明書発行について審議を求めるものです。 1番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。 2番、買取り申し出事由の生じた者は、資料記載のとおりです。 3番、買取り申し出予定生産緑地は、鷺沼台三丁目の農地11筆であり、合計面積は744.65平方メートルであります。 4番、登記内容及び権利者は、資料記載のとおりです。 5番、申し出事由は、申請地に係る主たる従事者が亡くなったことにより、相続人だけでは管理できなくなったため、申請されたものです。 私からの説明は以上です。
議 長	事務局、ありがとうございました。 それでは、日々の状況について、同じ鷺沼・鷺沼台地区の委員から農業従事状況に関する報告をお願いします。 廣瀬 克久委員からの状況報告をお願いします。
廣瀬委員	はい。現地は、住宅地に囲まれ、耕作の状況は、資料写真の通りです。
議 長	ただ今の説明について、ご質問などある方は、いらっしゃいませんか。 ご意見が無いようですので、採決に移ります。 お諮りいたします。

議 長	議案第1号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、証明書を発行することに賛成の方は、挙手願います。 ありがとうございました。 全員賛成により、議案第1号については、証明書を発行することに決しました。 それでは、次に移ります。 議案第2号生産緑地のあっせん結果についてを議案とします。 事務局は、議案第2号の議案説明をお願いします。
事務局長	はい。それでは、議長のご指示により、議案第2号について説明させていただきます。 総会資料の4ページをお開きください。 議案第2号は、生産緑地のあっせん結果についてであります。 対象となりました生産緑地は、習志野市谷津一丁目にある農地1筆で、面積は614平方メートルであります。 申請者は、資料記載の通りでございます。 この度、対象となりました生産緑地につきましては、令和7年7月10日開催の令和7年第7回総会において、皆様方に、生産緑地の所在地や買取り希望額等を情報提供させていただきました。 本日は、地域の農業従事者で、当該生産緑地の購入を希望された方がいらったのか、皆様方より報告を頂戴するものであります。 なお、本日のあっせん結果につきましては、総会後に市に対し回答いたします。 私からの説明は以上です。
議 長	事務局、ありがとうございました。 本件は、対象となった生産緑地の買取り希望を確認するため、先月の総会にて、情報提供させていただいた案件です。 地域の方から、対象地を購入しようとお考えになった方は、おられましたか。三代川 浩一委員。
三代川委員	はい。おりませんでした。
議 長	それでは購入希望を示された方はいなかったということでよろしいでしょうか。 はい。ありがとうございます。 それでは、議案第2号生産緑地のあっせん結果については、購入希望者無しと、市に対し回答することといたします。 事務局は、速やかに市に回答をお願いします。 それでは、次の議案に移ります。 議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、議案とします。

議 長	事務局は、議案第3号の議案説明をお願いします。
事務局長	はい。それでは、議長のご指示により、議案第3号について、議案の説明をさせていただきます。 総会資料の6ページをご覧ください。 議案第3号は、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてであります。 この度、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市長より農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取がありましたので、計画案に対する意見を求めるものです。 1番、申請地は、実籾二丁目の農地1筆であり、面積は2,995平方メートルであります。 2番、権利の内容は、年間賃借料0円とした賃借権の設定であり、期間は、千葉県知事による公告日の翌日から5年間であります。 3番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。 なお、申請地につきましては、令和4年6月10日から令和7年6月9日まで使用貸借権が設定されておりました。 今回は、改めて利用集積計画に基づく権利を設定するものです。 説明は以上です。
議 長	事務局、ありがとうございました。 ただ今の事務局の説明について、ご質問などある方は、いらっしゃいませんか。 よろしいでしょうか。 それでは、ご質問など無いようですので、採決に移ります。 お諮りいたします。 議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、農業委員会として、市長から提出された計画案に対する意見は無く、農地の貸借を認めることについて、賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。 全員賛成により、計画案に対する意見は無いことに決しました。 事務局は、市に対し、意見が無い旨を回答してください。 次に移ります。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案といたします。事務局は、議案第4号の議案説明をお願いします。
事務局長	はい。それでは、議長のご指示により、議案第4号について、議案の説明をさせていただきます。 総会資料の10ページをご覧ください。 議案第4号は、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。

事務局長	す。 この度、農地法第5条第1項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものです。 1番、申請地は、実籾本郷の農地2筆であり、面積は309平方メートルであります。 2番、権利の内容は、所有権移転の設定であります。 3番、転用の目的は、認可保育園の車両置場であります。 4番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。 説明は、以上です。
議 長	事務局、ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いいたします。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	……詳細説明……
議 長	ありがとうございました。 休憩前に戻り、会議を開きます。 ただ今の事務局の説明について、ご質問などある方は、いらっしゃいませんか。はい。櫻井委員。
櫻井委員	はい。ゴルフ練習場の時もお話させて頂きましたが、北側農道の通行の際は、農作業の車両などに十分注意して頂きたいと要望いたします。
議 長	他にご質問・ご意見等がありますか。 ご意見が無いようですので、採決に移ります。 お諮りいたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。 ありがとうございました。 全員賛成より、議案第4号については、許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見を附して、進達することに決しました。 それでは、次の議案に移ります。議案第5号、習志野市市有財産調査委員会委員の推薦についてを議案とします。 事務局は、議案第5号の議案説明をお願いします。
事務局長	はい。それでは、議長のご指示により、議案第5号について、議案の説明をさせていただきます。
事務局長	総会資料の16ページをお開きください。 議案第5号は、習志野市市有財産調査委員会委員の推薦についてであります。

事務局長	農業委員会といたしましては、同委員会委員として、都築委員、中野委員、関口委員の3名を選出しております。 この度、3名の任期が令和7年10月9日をもって満了いたします。 これに伴いまして、市長より農業委員会委員3名の推薦について依頼がありましたので、推薦委員の選出について審議を求めるものです。 任期は1年間であり、期間は令和7年10月10日から令和8年10月6日までとなります。説明は以上です。
議 長	事務局、ありがとうございました。 ただ今の説明にもありましたが、農業委員会からは、関口委員、都築委員、中野委員の3名を推薦しておりますが、任期が10月9日で満了となりますので、市長より3名を推薦いただきたいと依頼がありました。 ここで、皆様にお伺いします。 市有財産調査委員会の委員に立候補される方は、おりませんでしょうか。 立候補される方は挙手願います。 立候補をされる方がおりません。 推薦する方の選考方法について、何か意見や提案がある方はいますか。 はい、櫻井 委員どうぞ。
櫻井委員	昨年に引き続き引き受けていただく形はいかがでしょうか。
議 長	はい、ありがとうございます。 ただ今、櫻井 委員から、関口委員、都築委員、中野委員を継続推薦してはいかがかと提案がありました。 これにご異議ありませんか。よろしいでしょうか。 ご異議なしと認めます。お諮りいたします。 習志野市市有財産調査委員会委員に、関口委員、都築委員、中野委員の3名を推薦することに賛成の方の挙手を求めます。 はい。ありがとうございます。 賛成多数により、3名を推薦することと決しました。 お三方、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。 次に、報告事項に移ります。 報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知ですが、事務局は、補足説明ありますか。
事務局	……特段ありません。……
議 長	委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 質問等の有る方は、挙手願います。よろしいですか。 それでは、次に移ります。 報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理通知ですが、事務局は、補足説明ありますか。

事務局 議 長	……特段ありません。…… それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。 質問等が無ければ、以上を持ちまして、令和7年第8回習志野市農業委員会総会を終了いたします。
-----------------------	--